都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																															
		1. 就学援助制度の周知方法																															
		(1)就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										(2) （1）のコの内容	(3) 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					(4) （3）のオの内容・補足事項	(5)就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							(6)（5）のキの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						(8) （7）のカの内容
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他		ア. 申請締切を設定し，期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており，年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており，締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. その他		ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他	
18	18	13	8	9	6	15	11	16	3	0	5	5	0	0	18	0	0	0	11	1	6	0	0	0	2	2	5	0	0	10	1	3	3
香川県	高松市	○	○	○	○	○	○	○							○					○							○			○		○	保護者世代が、日時を問わず申請しやすいよう、令和5年度からインターネットの専用フォームを用いて申請ができるようにした。
香川県	丸亀市	○			○	○	○	○							○				○		○									○			
香川県	坂出市	○	○	○	○	○	○	○			○	懇談会や保護者面談時に個別に周知			○				○											○			
香川県	善通寺市	○		○			○	○			○	児童扶養手当等の担当課で認定等の手続きの際に就学援助制度についての周知を行っている。			○				○								○			○			
香川県	観音寺市	○	○		○	○	○	○							○						○											○	市のHP・広報誌への掲載や、学校を通じた案内文書の配布、入学説明会や就学時健康診断の機会にも案内文書を配布するなど、積極的に周知を行っている。
香川県	さぬき市	○	○		○	○	○	○							○						○											○	認定要件の記載
香川県	東かがわ市	○									○	関係部署の相談員等から個別に案内　各学校の懇談会で配布			○				○						○	新規申請の際、教育委員会事務局学校教育課で保護者に対して聞き取りを行う。	○			○			
香川県	三豊市	○		○		○	○	○							○						○												
香川県	土庄町	○	○	○		○		○							○				○											○			
香川県	小豆島町	○	○			○		○							○										○	新規申請の場合は、希望者が教育委員会に申請書を提出。継続申請の場合は、希望者が学校もしくは教育委員会に提出。							
香川県	三木町					○		○							○				○											○	○		
香川県	直島町							○			○	毎年度の入学前にこども園を通じて就学援助制度の書類を配布			○				○								○						
香川県	宇多津町	○		○	○	○	○	○	○						○						○									○			
香川県	綾川町	○				○	○	○	○						○				○											○			
香川県	琴平町					○	○	○	○						○				○								○						
香川県	多度津町	○	○	○		○		○							○				○														
香川県	まんのう町		○	○		○					○	期末懇談会などの際に、制度についての案内(チラシ)を掲示。			○				○											○			
香川県	香川県三豊市観音寺市学校組合			○		○	○	○							○						○												

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																					
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																					
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																					
		＜小学校＞ （1） 実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）										＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア. イ. ウ. エに○をした場合、（入学前支給の） ①周知時期 ②申請期日 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他		ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他			ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	
18	18	17	0	0	0	0	1	1	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	9	7	6	6	12	2	4	0	1	3	3	1	0	0	0	0	0	0
香川県	高松市	○							○											○		○	○	○	○	○													
香川県	丸亀市	○							○											○		○			○														
香川県	坂出市	○							○											○			○	○	○														
香川県	善通寺市	○							○											○		○		○						○									
香川県	観音寺市	○							○											○			○		○	○		○											
香川県	さぬき市	○							○											○		○	○		○	○													
香川県	東かがわ市	○							○											○		○									○	次年度案内の際、小学校入学の弟・妹がいる受給者に案内							
香川県	三豊市	○							○											○		○		○		○		○			○	現在就学援助費を受給している世帯の保護者に対し、毎年2月頃教育委員会から翌年度の申請案内を送付しており、その世帯に新入学予定者がいる場合はそちらも含めた枚数の申請書を送付し、申請を勧奨している。							
香川県	土庄町	○							○											○		○	○	○		○		○											
香川県	小豆島町	○							○											○						○													
香川県	三木町	○							○											○						○													
香川県	直島町	○							○											○							○												
香川県	宇多津町	○							○											○					○	○					○	就学時健康診断の際に案内を配布すると同時に担当者より説明をしている。	①10月～11月の就学時健康診断時②12月15日（令和5年度）						
香川県	綾川町	○							○											○		○				○													
香川県	琴平町	○							○											○						○													
香川県	多度津町	○							○											○		○	○			○		○											
香川県	まんのう町	○							○											○			○	○		○	○												
香川県	香川県三豊市観音寺市学校組合						○	組合立中学校のため小学校はない。																															

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																	
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																										3.　家計急変世帯の認定について（準要保護）							
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																										（1）　当てはまるもの1つに○							（2）（1）のキの内容
		＜中学校＞ （1）　実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容	ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ. 就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ. 新たに認定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他	
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他		ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	ア.　8月以前	イ.　9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ.　1月	キ.　2月	ク.　3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ.（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他									
18	18	18	0	0	0	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0	0	2	1	9	0	1	1	4	4
香川県	高松市	○							○											○								○							
香川県	丸亀市	○							○											○												○			
香川県	坂出市	○							○											○								○							
香川県	善通寺市	○							○											○										○					
香川県	観音寺市	○							○											○										○					
香川県	さぬき市	○							○											○													○		
香川県	東かがわ市	○							○											○										○					
香川県	三豊市	○							○											○														○	認定基準は整備されておらず、現在検討もしていない。
香川県	土庄町	○							○											○										○					
香川県	小豆島町	○							○											○										○					
香川県	三木町	○							○											○										○					
香川県	直島町	○							○											○										○					
香川県	宇多津町	○							○											○									○						
香川県	綾川町	○							○											○														○	認定基準は整備されておらず、現在検討もしていない。
香川県	琴平町	○							○											○										○					
香川県	多度津町	○							○											○										○					
香川県	まんのう町	○							○											○														○	特に対応していない。
香川県	香川県三豊市観音寺市学校組合	○							○											○														○	認定基準は整備されておらず、現在検討もしていない。

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		（1） 令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに〇）																	（2） （1）で ソ，タ又はチに〇をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3） （1）で ツに〇をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4） （1）でテと回答した場合，その他の基準の内容	（5） 補足事項	4. （1）で ソ，タに〇をした場合，平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い，見直し前と比べて，生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応									令和4年度
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの （例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（3）に記入してください。）	テ. その他	係数（倍率）	係数（倍率）			（1） 令和5年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		（2） （1）にて「ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）」に〇をした場合、令和5年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				（3） （2）でエとした場合のその内容	（4） （1）で「イ. 反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																					倍	倍			ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他		年	月	
18	18	18	18	14	17	14	18	3	4	7	9	5	3	5	7	2	1	12	0	8	15	0	8	0	0	3	0	0	0	0	0	3	3	
香川県	高松市	○	○		○		○									○					1.3					○						平成２４	12	15%未満
香川県	丸亀市	○	○		○		○											○			1.3													20%未満
香川県	坂出市	○	○	○	○	○	○	○	○									○			1.3													20%未満
香川県	善通寺市	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○				○			1.3													20%未満
香川県	観音寺市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○		○	1.3		教育委員会が特に支給を必要と認めた者											20%未満
香川県	さぬき市	○	○		○		○										○				1.3					○						平成24	4	15%未満
香川県	東かがわ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	1.3		教育委員会が特に認定が必要と認めた者											10%未満
香川県	三豊市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○		○	1.3		教育委員会が特に支給を必要と認める者											15%未満
香川県	土庄町	○	○	○	○	○	○				○	○		○				○		○	1.3		教育委員会が特に援助を必要と認める状態にあるもの											15%未満
香川県	小豆島町	○	○	○	○	○	○				○																							15%未満
香川県	三木町	○	○	○	○	○	○								○			○			1.3													15%未満
香川県	直島町	○	○	○	○	○	○													○			その他教育委員会が特に必要と認める場合											5%未満
香川県	宇多津町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○			1.3													25%未満
香川県	綾川町	○	○		○		○											○		○	1.3		教育委員会が特に支給を必要と認めた者											15%未満
香川県	琴平町	○	○	○		○	○																											10%未満
香川県	多度津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.3		教育委員会が特に必要と認めたもの。			○						平成24	12	15%未満
香川県	まんのう町	○	○	○	○	○	○											○			1.3													15%未満
香川県	香川県三豊市観音寺市学校組合	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○		○	1.3		教育委員会が特に支給を必要と認める者											20%未満

Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について

7. 令和5年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1） 費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	
18	18	17	0	0	3	3	3	14	14	0	1	17	0	0	3	3	3	14	14	0	1	5	4	4	1	1	1	0	0	0	0	17	17	17	0	0	0	0	0	0	0	9
香川県	高松市	○						○	11360			○						○	54060			○	○	28190								○	○	22103								
香川県	丸亀市	○						○	11630			○						○	54060													○	○	26786								医療費については実績がありません。
香川県	坂出市	○						○	11630			○						○	54060													○	○	25436								
香川県	善通寺市	○			○	13900	12534				1年生（全体の17%）のみ支給上限額11,630円	○			○	54060	54060															○	○	32907								
香川県	観音寺市	○						○	11630			○						○	54060													○	○	31065								通学用品費は第1学年を除く。
香川県	さぬき市	○						○	11630			○						○	54060													○	○	22028								生徒会費及び医療費については実績なし。
香川県	東かがわ市	○						○	11630			○						○	54060			○	○	0								○	○	24066								通学費、クラブ活動費、生徒会費、医療費：費目はあるが実績無し
香川県	三豊市	○						○	11630			○						○	54060			○			○	40020	0					○	○	28434								通学費、医療費は支給実績なし。
香川県	土庄町	○						○	11630			○						○	54060													○	○	32395								
香川県	小豆島町	○						○	11630			○						○	54060													○	○	86775								
香川県	三木町	○						○	11630			○						○	54060													○	○	23524								
香川県	直島町	○						○	11630			○						○	54060			○	○	0								○	○	30952								「通学費」実績なし　「校外活動費(宿泊を伴うもの)」実績なし 「学校給食費」低学年49,000円、高学年52,000円
香川県	宇多津町	○						○	11630			○						○	54060			○	○	0								○	○	22000								「医療費」については実績なし。「学校給食費」については、月額3，890円の年額とし、転入、転出、随時申請の認定月により減額あり。 「通学費」についても実績なし。
香川県	綾川町	○						○	11630			○						○	54060													○	○	25112								「学校給食費」については、小学校月額4,300円の年額とし、転入、転出、随時申請の認定月により減額あり。
香川県	琴平町	○			○	11630	9969					○			○	54060	0				実績なし											○	○	20626								
香川県	多度津町	○			○	13900	13900					○			○	54060	54060															○	○	32751								学用品費及び通学費は2～6年生の金額。医療費は学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病に限り、保護者負担額を支給。
香川県	まんのう町	○						○	11630			○						○	54060													○	○	27898								
香川県	香川県三豊市観音寺市学校組合																																									

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																									
		7. 令和5年度準要保護就学援助額																																									8. その他
		2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																									就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足があればご記入ください。
		（1） 費目毎の援助額																																								（2）補足事項	
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費											
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項		
18	18	18	0	0	3	3	3	15	15	0	1	18	0	0	3	3	3	15	15	0	0	7	4	4	3	3	3	0	0	0	1	18	18	18	0	0	0	0	0	0	0	11	1
香川県	高松市	○						○	22730			○						○	60000			○	○	84556								○	○	43734									
香川県	丸亀市	○						○	22730			○						○	63000													○	○	81852								体育実技用具費・医療費については、実績がありません。	
香川県	坂出市	○						○	22730			○						○	63000													○	○	51478								通学用品費2,270円については、2～3年生についてのみ学用品費に上乗せして支給。	特になし
香川県	善通寺市	○			○	25000	23164				1年生（全体の28%）のみ支給上限額22,730円	○			○	60000	60000															○	○	81807									
香川県	観音寺市	○						○	22730			○						○	63000			○			○	80880	0				R4年度実績なし	○	○	59591								通学用品費は第1学年を除く。集団宿泊学習費は、集団宿泊学習における要保護・準要保護生徒援助費補助金交付要綱（平成31年香川県教育委員会制定）の規定に基づく補助金の額を限度とする。	
香川県	さぬき市	○						○	22730			○						○	60000													○	○	40311								医療費については実績なし。	
香川県	東かがわ市	○						○	22730			○						○	63000			○	○	0								○	○	64961								通学費、医療費：費目はあるが実績なし	
香川県	三豊市	○						○	22730			○						○	63000			○			○	80880	0					○	○	57408								通学費、医療費は支給実績なし。	
香川県	土庄町	○						○	22730			○						○	63000													○	○	81561									
香川県	小豆島町	○						○	22730			○						○	63000													○	○	624100									
香川県	三木町	○						○	22730			○						○	63000													○	○	35924									
香川県	直島町	○						○	22730			○						○	63000			○	○	0								○	○	0								「通学費」実績なし 「修学旅行費」実績なし	
香川県	宇多津町	○						○	22730			○						○	63000			○	○	0								○	○	62000								「医療費」については実績なし。「学校給食費」については、月額4，480円の年額とし、転入、転出、随時申請の認定月により減額あり。 「通学費」についても実績なし。	
香川県	綾川町	○						○	22730			○						○	63000													○	○	56868								「学校給食費」については、中学校月額5,100円の年額とし、転入、転出、随時申請の認定月により減額あり。	
香川県	琴平町	○			○	22730	21288					○			○	63000	60000															○	○	71985									
香川県	多度津町	○			○	25000	25000					○			○	63000	63000															○	○	73371								学用品費及び通学費は2～3年生の金額。医療費は学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病に限り、保護者負担額を支給。	
香川県	まんのう町	○						○	22730			○						○	63000													○	○	83652									
香川県	香川県三豊市観音寺市学校組合	○						○	22730			○						○	63000			○			○	80880	0					○	○	63786								通学費、医療費は支給実績なし。 校外活動費(宿泊を伴うもの)は、令和4年度実績なしのため令和5年度予算計上額である。	